

関係機関・団体と連携し交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。



飲酒運転撲滅を目指す

地域の防災・防犯体制等の強化を図ります。

(3) 環境保全対策の推進

環境問題については、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球規模の問題をはじめ、生活排水などによる河川の水質汚濁や増大する不法投棄、自動車の増加に伴う排気ガスによる大気汚染など、多種多様化しています。このような中で、廃棄物の発生抑制や資源としての再利用など、循環型社会の形成が求められています。

取り組みます。また、汚泥再生処理センターについても、し尿及び浄化槽汚泥の受け入れ処理を行い、町民の利便性向上に努めます。不法投棄を未然に防ぐため、看板や監視カメラを設置するとともに、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。また、循環型社会の取り組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギー等の推進に努めます。

る条例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図るとともに、関係機関の協力の下に、地域環境と調和がとれるよう無秩序な開発防止に努めます。



道路河川清掃活動のようす

(5) 下水道事業の充実  
下水道汚水事業については、仲伊保処理分区、兼久第1処理分区などにおける面整備の拡大を図ります。普及啓発については、引き続き「9月10日の下水道の日」を中心とした全庁的な取り組みと、未接続世帯に対する個別訪問の強化や公共下水道接続促進補助金の交付により早期接続を促進します。また、下水道雨水事業については、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

4 「健康と福祉」まちづくり推進

(1) 成人保健事業の推進

データヘルス計画を推進していくため、20代・30代の若い世代から健診及び保健指導の充実を図るとともに、肥満と生活習慣病の重症化を予防する対策を重点的に実施します。

また、本町の死亡原因第1位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の受診勧奨に努めます。

高齢者の健康を守るため、高齢者インフルエンザ、肺炎

さらに、町生活環境保全条例に基づき、生活環境の保全等に関する施策を推進します。また、産業廃棄物の中間処分場に関する諸問題については、計画段階から届出等を義務付け、事業実施後も適正に運営されているかを確認することで町民の健康を保護するとともに、良好で快適な生活環境の保全に努めます。生活排水対策については、合併処理浄化槽補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。墓地行政については、西原町墓地等の経営許可等に関する

今年度も、一般廃棄物処理基本計画に基づき、さらなるごみの減量化に努めます。あわせて資源を大切にす町民意識の高揚を図るため、資源ごみを集団回収する自治会等への報奨金の交付、家庭における生ごみの自己処理を推進する生ごみ処理機購入補助を引き続き行います。また、循環型社会の形成に向けて、マテリアルサイクル推進施設建設(ストックヤード)及び有機性廃棄物リサイクル推進施設(ごみ堆肥化)建設に向けて検討します。

(2) 消防・防災体制等の確立  
消防・防災については、「災害はいつどこで発生してもおかしくない」という教訓を踏まえ、町民の生命や財産の保護を具体的かつ実践的に対応できるよう、東部消防組合及びその他関係機関、自主防災組織との連携を強化するとともに、今後も町民の防災意識の高揚に努めます。防犯活動については、関係機関・団体と連携し、地域安全活動などを通して、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進します。また、大型MICE施設の建設計画に伴い、関係機関と連携し、当該

「親子ひろば」及び「親子通園事業」を引き続き実施し、乳幼児の健やかな成長・発育を見守りながら支援を行います。 (4) 児童・母子(父子)福祉の推進  
次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことは、全ての国民の願いです。しかし、子ども達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌してきています。このような中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、町子ども・子育て支援事業計画に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として今年度は、認可保育園1園の整備事業による入所定員の拡大を図り、待機児童の解消に努めます。

最終処分場については、これまでと同様に建設に向けて療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、保険税の収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めます。さらに、平成30年度から実施される国民健康保険の都道府県単位化への円滑な移行に向けて取り組みます。後期高齢者医療制度については、安心して医療が受けられるように、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

また、総合的な健康づくりの取り組みとして「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に、生活習慣の改善をめざした健康教育を実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして、食生活改善推進員の養成を引き続き行い支援体制の充実を図ります。

(3) 母子保健事業の推進  
母子保健については、乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種健康診査を実施するとともに、乳幼児の発育・発達の支援、保護者の育児不安の解消に努めます。妊婦健康診査については、安心して妊娠・出産ができるよう引き続き14回の助成を公費負担し、生活習慣病予防の視点も含めた妊婦への支援を行います。

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、乳幼児健診後の親子療育事業

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、乳幼児健診後の親子療育事業



食生活改善推進員のゆし豆腐づくり

(2) 医療保険事業の推進

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医

保育の充実としては、心理士による保育園への訪問指導により、発達が気になる園児やその親・保育士への支援に努めます。また、認可外保育施設に対する巡回事務指導支援を引き続き実施し、認可外保育施設の事務負担の軽減を

また、認可外保育施設に対する巡回事務指導支援を引き続き実施し、認可外保育施設の事務負担の軽減を

また、認可外保育施設に対する巡回事務指導支援を引き続き実施し、認可外保育施設の事務負担の軽減を

(6) 高齢者福祉の充実  
本町の高齢者人口はゆるやかに増加していますが、今後の急速な高齢化を見据えた対策の展開として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、既存のサービスだけでなく多様な社会資源の活用により、医療介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めます。その中でも今年度は、認知

図るとともに、昨年度に引き続き学童クラブ施設に対する巡回事務指導支援を実施します。児童健全育成については、西原南児童館建設に着工するとともに、放課後児童健全育成事業の充実強化に努めます。また、与那原町・中城村と連携した三町村広域のファミリーサポートセンター事業、病児保育事業の充実が図られます。児童虐待については、増加傾向にある要保護児童対策のため、保育園や幼稚園、学童クラブ、小中学校など関係機関を対象とした研修会等を開催し、職員のスキルの向上を図るとともに、きめ細かく、かつ適切な窓口相談に努めます。また、要保護児童対策事業の充実強化を図り、関係機関との連携を密に適切な支援に努めます。

母子父子家庭については、今年度より母子及び父子家庭等医療費助成金の自動償還払いを行い、ひとり親家庭の自立支援を行います。また、子どもの貧困対策事業については、引き続き、就学援助費の拡充や子どもの居場所づくりなどに取り組むとともに、昨

母子父子家庭については、今年度より母子及び父子家庭等医療費助成金の自動償還払いを行い、ひとり親家庭の自立支援を行います。また、子どもの貧困対策事業については、引き続き、就学援助費の拡充や子どもの居場所づくりなどに取り組むとともに、昨

母子父子家庭については、今年度より母子及び父子家庭等医療費助成金の自動償還払いを行い、ひとり親家庭の自立支援を行います。また、子どもの貧困対策事業については、引き続き、就学援助費の拡充や子どもの居場所づくりなどに取り組むとともに、昨